

# ふるさと納税をした場合の税額計算例

[前提条件]

- ①給与収入 700 万円で夫婦・子供 2 人（うち 1 人は特定扶養）の 4 人家族のケース
- ②所得税の限界税率 10%、復興所得税率の税率を加算した率  $10\% \times 1.021 = 10.21\%$
- ③寄附金税額控除がなかった場合の個人住民税所得割 293,500 円

※ 所得額、家族構成、寄附額、その他控除額等により、寄附金控除額及び実質的な負担額は変動します。

## 1 確定申告をした場合（「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用しない場合）

### 1-1 地方自治体に 30,000 円を寄附した場合

A 寄附額	30,000 円
B 税の軽減額①+②+③	28,000 円

(内訳)

住民税の基本控除額①	2,800 円	寄附をした年の翌年度の住民税を軽減 (30,000 円 - 2,000 円) × 10% = 2,800 円
住民税の特例控除額②	22,342 円	寄附をした年の翌年度の住民税を軽減 (30,000 円 - 2,000 円) × (90% - 10.21%) = 22,342 円
所得税等の所得控除による 税額軽減③	2,858 円	寄附をした年の所得税を軽減 (30,000 円 - 2,000 円) × 10.21% = 2,858 円

C 実質的な負担額 (A - B)	2,000 円
-------------------	---------

⇒ 地方自治体に 30,000 円を寄附した場合、住民税 25,142 円及び所得税 2,858 円が軽減され、実質的な負担額は 2,000 円となります。

### 1-2 地方自治体に 80,000 円を寄附した場合

A 寄附額	80,000 円
B 税の軽減額①+②+③	74,463 円

(内訳)

住民税の基本控除額①	7,800 円	寄附をした年の翌年度の住民税を軽減 (80,000 円 - 2,000 円) × 10% = 7,800 円
住民税の特例控除額②	58,700 円	寄附をした年の翌年度の住民税を軽減 (80,000 円 - 2,000 円) × (90% - 10.21%) = 62,237 円 特例控除額は住民税所得割額の 2 割が上限のため、293,500 円 × 20% = 58,700 円が特例控除額となります。
所得税等の所得控除による 税額軽減③	7,963 円	寄附をした年の所得税を軽減 (80,000 円 - 2,000 円) × 10.21% = 7,963 円

C 実質的な負担額 (A - B)	5,537 円
-------------------	---------

⇒ 地方自治体に 80,000 円を寄附した場合、住民税 66,500 円及び所得税 7,963 円が軽減され、実質的な負担額は 5,537 円となります。

## 2 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用した場合

### 2-1 地方自治体に 30,000 円を寄附した場合

A 寄附額	30,000 円
B 税の軽減額①+②+③+④	28,000 円

(内訳)

住民税の基本控除額①	2,800 円	寄附をした年の翌年度の住民税を軽減 (30,000 円 - 2,000 円) × 10% = 2,800 円
住民税の特例控除額②	22,342 円	寄附をした年の翌年度の住民税を軽減 (30,000 円 - 2,000 円) × (90% - 10.21%) = 22,342 円
所得税等の所得控除による 税額軽減③	0 円	
住民税の申告特例控除額④	2,858 円	申告特例控除により所得税控除額相当額の 住民税を軽減 (30,000 円 - 2,000 円) × 10.21% = 2,858 円

C 実質的な負担額 (A - B)	2,000 円
-------------------	---------

⇒ 地方自治体に 30,000 円を寄附した場合、住民税 28,000 円が軽減され、実質的な負担額は 2,000 円となります。

### 2-2 地方自治体に 80,000 円を寄附した場合

A 寄附額	80,000 円
B 税の軽減額 (①+②+③)	74,463 円

(内訳)

住民税の基本控除額①	7,800 円	寄附をした年の翌年度の住民税を軽減 (80,000 円 - 2,000 円) × 10% = 7,800 円
住民税の特例控除額②	58,700 円	寄附をした年の翌年度の住民税を軽減 (80,000 円 - 2,000 円) × (90% - 10.21%) = 62,237 円 特例控除額は住民税所得割額の 2 割が上限の ため、293,500 円 × 20% = 58,700 円が特例控 除額となります。
所得税等の所得控除による 税額軽減③	0 円	
住民税の申告特例控除額④	7,963 円	申告特例控除により所得税控除額相当額の 住民税を軽減 (80,000 円 - 2,000 円) × 10.21% = 7,963 円

C 実質的な負担額 (A - B)	5,537 円
-------------------	---------

⇒ 地方自治体に 80,000 円を寄附した場合、住民税 74,463 円が軽減され、実質的な負担額は 5,537 円となります。